

福祉用具専門相談員 募集中！！

《正社員》

○勤務時間 9：00～18：00

○休日 (土)(日)(祝)／夏期・冬期休暇あり

○給与 20万円～30万円（経験、営業成績により考慮します）

※試用期間3ヶ月

《パート・アルバイト》

○勤務時間 9：00～18：00の間に3～5時間

○休日 (土)(日)(祝)／夏期・冬期休暇あり

《○給与》時給 1,150円

※試用期間3ヶ月

◎資格／経験

福祉用具専門相談員／高卒以上・普通免許所持

◎仕事内容

福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状態や生活環境を分析し、最適な福祉用具の選定や使用方法のアドバイス、利用計画の作成、福祉用具の適合・調整、取扱説明、定期的な点検などを行う専門職です。

★相談・アセスメント・福祉用具の選定

- ・利用者の状態を把握し、残存能力を最大限に活用できるよう、専門知識や他職種からのアドバイスをもとに最適な福祉用具を選定します。
- ・利用者やその家族とともに、福祉用具で解決できることを考え、選定のアドバイスを行います

★福祉用具利用計画の作成

- ・ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき、「福祉用具サービス計画」を作成します。この計画には、福祉用具の使用目的や期待される効果が記載されます。
- ・福祉用具の適合・調整、取扱説明
- ・利用者の障害や要介護度、住宅の構造、環境に合わせて福祉用具を適合・調整し、安全な使用方法を説明します。
- ・介護用ベッドや電動車いすなど、事故が多い福祉用具については特に安全な使用を促します。

★点検・モニタリング

- ・定期的に利用者宅を訪問し、福祉用具が安全かつ適切に使用されているかを確認します。
- ・電動ベッドのモーター点検や、杖のゴムの摩耗、車いすのタイヤの空気圧など、細部にわたるメンテナンスを行います。
- ・利用者の身体的・心理的な変化に敏感に気づき、必要に応じて福祉用具の再選定を行います。
- ・事務業務

★利用料の集金・管理、福祉用具の利用状況のモニタリングと資料作成、契約書などの書類作成、国民健康保険団体連合会（国保連）への請求業務などを行います。

★福祉用具のメーカーとの発注・納品事務も担当することがあります。

経験不問、未経験者も大歓迎！

お気軽にお電話でご応募ください！

電話：072-447-0605（担当：竹本まで）